

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（平成17年6月8日京都市条例第3号）（総務局人事部人事課）

日本道路公団等民営化関係法施行法の制定により阪神高速道路株式会社が設立され阪神高速道路公団が解散されることに伴い、本市が出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものの範囲を拡大することとしました。

この条例は、市規則で定める日から施行することとしました。

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年6月8日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第3号

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

京都市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「第2号」を「第3号」に改め、同項第2号中「第2条第1項第3号」を「第2条第1項第4号」に改め、同条第2項各号列記以外の部分及び第3項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第10条中「本市が資本金その他これに準じるものの4分の1以上を出資している」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 本市が資本金その他これに準じるものの4分の1以上を出資している株式会社
又は有限会社
- (2) 前号に掲げるもののほか、本市が資本金その他これに準じるものを出資している株式会社又は有限会社のうち、その業務の全部又は一部が地域の振興、住民の生活の向上その他公益の増進に寄与するとともに本市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、本市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが特に必要であるもの

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(総務局人事部人事課)